

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第9回）会議録

- 1 開催日時
平成28年6月21日（火）
開会 午前10時
閉会 午前10時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題
第34号議案 選挙人名簿の登録について
第35号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第36号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について
第37号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第9回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、第24回参議院議員通常選挙に関する議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、既に配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。第34号議案「選挙人名簿の登録について」、第35号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第34号議案、第35号議案を一括してご説明いたします。</p> <p>初めに第34号議案「選挙人名簿の登録について」でございますが、公職選挙法第22条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>次に第35号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>従いまして、今回の登録は平成28年6月21日を登録基準日及び登録日としまして、平成28年6月2日の定時登録以降の該当者について、選挙人名簿の登録と抹消を別冊のとおり行うものでございます。</p>

	<p>第34号議案を1枚はねていただきますと、資料を添付して ございます。被登録資格につきましては、公職選挙法第21条 第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有 する年齢満18年以上の日本国民で、住所要件としてその者の 住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基 本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成8年 6月3日から平成10年7月11日までの出生者、住所要件が 平成28年3月2日から平成28年3月21日までの転入者 ということになります。</p> <p>次に第35号議案の2枚目の資料をご覧ください。公職選挙 法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている方が死 亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過 したとき等が選挙人名簿から抹消する事由となっております。</p> <p>すなわち今回登録を抹消される方は、平成28年6月2日か ら平成28年6月21日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成 28年2月2日から平成28年2月20日までの市外への転 出者でございます。</p> <p>次に本日配布しました選挙時登録内訳をご覧ください。本日 の登録内訳を示しています（表を説明）。参考までに、投票区 別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、各自ご覧 いただければと思います。</p> <p>第34号議案及び第35号議案の説明については以上でござ います。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返しし ますので確認をお願いします。</p>
	<p>(名簿確認)</p>

委員長	では、第34号議案及び第35号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第34号議案及び第35号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第34号議案及び第35号議案は可決されました。続きまして、第36号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第36号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」説明させていただきます。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、本日第35号議案で登録を抹消し</p>

	<p>た方は、基準日が6月21日であり、2月2日から2月20日までの転出者でございます。これから選挙期間中に、2月21日から3月9日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第36号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第36号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第36号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第36号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第37号議案「開票立会人を定めるために行う</p>

	くじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。
事務局	<p>第37号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とすることになっております。このため、参議院議員通常選挙の開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成28年7月7日の午後6時に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、開票立会人の届出は7月7日の午後5時までとなっております。</p> <p>第37号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第37号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第37号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第37号議案は可決されました。 本日の議題は、これで終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 平成28年6月22日（水）午後8時 303会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。